

長丈雜記

一之上

		和	
	九	一	八
	二	一	七
原	一	四	一
三	二	册	架
二	册	架	函
		號	類

241

	和	
	九	一
	八	七
五	三	一
三	册	架
一	册	架
	號	類

内閣文庫	
番號	和 9187
冊數	3 (1)
函號	153 291

153-291

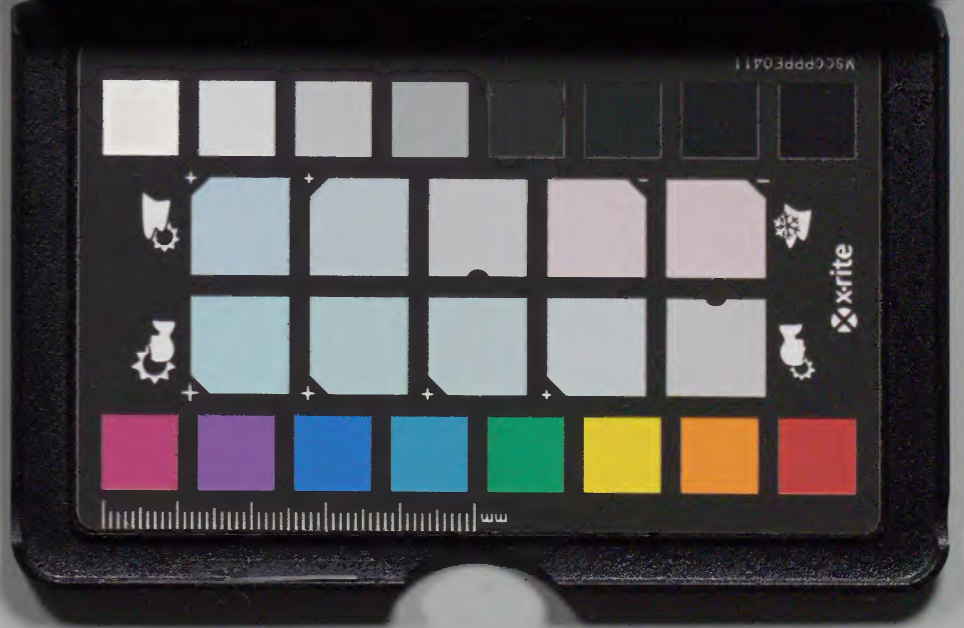


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



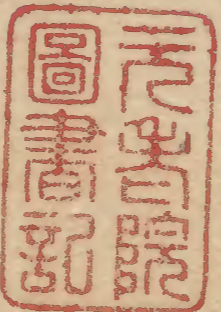
© Kodak, 2007 TM: Kodak



伊勢平藏貞丈先生著述

貞丈雜記 第一帙

東都書林 文溪堂發行



貞丈雜記序

此書の我る社父伊勢平藏
貞丈の晩年の海集の上
に、予の弟書山子孫清出
かゝりて未だの年一カ
を以ておぼく年月を以て
し、此の書は予の海集と
同く、予の海集と

雜記序

此書幾其の如く千指を去珠の
珠よりつて之を得くおもひを
らしし情事哉遂に之を携
来く梓り元在同志は授け
るは以てあるべきもその
よりんとて此の事なるを
つたふ子後格くつた二の同
志から生あはれに親
本をとり出し授けし事梓
行成ゆゑも告るる事

天保十四年六月音 伊勢守大郎貞友撰

源 春城謹書

貞丈雜記序

抑々の安齋先生武家故實の存藏する
一々のあまねく世人の知るべき所を
亦と何となくいふ事あるは、何れも著述
あられしもの百をこゝに集めて、その中
に書かば先生が年、甲子有九、リ、ト、
筆もあつた、その生涯の事、記也か、ね、
あり、其のまは、伊、記、文、子、曰、
し、雜、記、の、秘、子、孫、家、傳、の、古、書、と、る、便、に、

雜記序

まねの—又人の子あま同くねん時
此君のたはけもまねの—と申ありま
ありまへ子親まねか—の—の—の—
ふまへ—也子孫中—清書—
改め改書—の本文の年—の—
この古暦十三年癸未の正月十日あり
かよ—の—の—月—の—日—
—の—の—の—の—
出つた—の—の—の—の—

清書—の—の—の—の—
之—の—の—の—
又—の—の—の—
よ—の—の—の—

伊勢平家貞丈
過

ふくあん様—也先生の嫡孫方助
貞春先生の—の—の—
草葉本の—の—の—
ル—の—の—の—

傳為る。意強玩味し、ゆるふ。一書と
可く子記され、みく、極く子出入るあり
て、見る不便あり、其部類とあり
先少く補正され、く、書改め
頭書あり、を、著しく本文に、入
る、と、何ん、に、の、子、と、す、れ、の、追考
の、説、も、知、る、に、後、記、書、に、何、の、解、
安き、の、あ、り、か、情、半、一、と、秘、書、
は、金、を、の、つ、る、有、益、の、書、と、私、に、比

し、る、は、あ、お、ん、の、り、の、依、る、言、は、あ、る、も
一、と、貞、丈、先、生、の、多、澤、と、水、世、子、傳
あ、た、い、の、子、な、く、い、ひ、と、す、れ、の、あ、り、ま、な
ま、の、あ、り、と、は、伊、勢、貞、友、先、生、の、つ、り、を
少、か、く、る、ま、お、い、ま、な、い、あ、り、と、す、れ、の、子
按、下、一、つ、は、り、持、り、一、書、に、ま、な、い、出
た、ら、し、と、い、ひ、あ、り、ぬ、ま、の、の、あ、り、ま、一、平
一、の、あ、り、と、い、ひ、あ、り、ぬ、ま、の、の、あ、り、ま、一、平

神代卷

[Faint handwritten text in a cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

貞丈雜記

物目錄

卷之一

禮法之部

祝儀之部

卷之二

人品之部

人物之部

人名之部

雜記一

目一

卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

裝束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷十

雜記一

目二

弓矢之部

卷之十一

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

馬具之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一

目三

諸結文部

凶博文部

雜事文部

書籍文部

惣目錄終

高日下傳

卷之十五

文部

文部

文部

貞丈雜記卷之一上

禮法之部目錄

一 天下禮法之事

一 禮節之事

一 扇を物を戴之事

一 扇の扱古今相遠

一 進退

一 蹲踞

一 左膝立故實

一 伊勢流之事

一 扇之沙汰

一 扇を笥に取

一 去侍者と云事

一 式退

一 送足

一 古ハ禮を專と云

- 一 足ありのし禮あり
- 一 膝行
- 一 武家禮法乃書の事
- 一 目禮
- 一 つめおのふき之事
- 一 三足り器
- 一 細川流之事
- 一 ぶあつつけもの事
- 一 手履斗之事
- 一 役より従ふ時禮あり
- 一 一ツらんげの事
- 一 行列鎧長刀の事
- 一 陪臣猿樂御目見
- 一 平伏
- 一 せめり馬の禮あり
- 一 庭上り禮
- 一 禮儀指南
- 一 大名の内乃者
- 一 猿樂田樂御目見
- 一 沓乃禮

- 一 三儀一統り事
- 一 書札禮之事
- 一 習禮
- 一 御成と云事
- 一 拍手事
- 一 腰卷取扱
- 一 祝と云事
- 一 婚禮輿舁出車
- 一 床盃之事
- 一 祝儀進物之事
- 一 諸禮と云事
- 一 諸禮家之事
- 一 故實と云事
- 一 物乃喰様之事
- 一 天のさゝり手
- 一 左右膝立居り事
- 一 婚禮悪魔をふひの事
- 一 三ツ目の餅之事

祝儀之部目録

- 一 四の字を忌む事
- 一 一たのみ之事 二ヶ条
- 一 元服之事
- 一 女乃元服之事 特曰純
- 一 髪置之事
- 一 男子髪置
- 一 袴着之事 二ヶ条
- 一 鉄醬附り久之事
- 一 結納之事
- 一 椀飯之事 四ヶ条
- 一 公家衆元服之事
- 一 ぬのちき之事
- 一 かり元服之事
- 一 帯おを祝
- 一 女乃袴着

貞丈雜記卷之一

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

禮法之部

一 天下の禮法ハ上古ハ天子ト皇_レ定_レめ出_レさ_レる_レ天下の人々
 此禮法を守り一也謙倉將軍賴朝々々_レ武家乃威
 勢強_レ公家武家トニ_レマ_レ己_レう_レれ_レ公家_レハ_レ公家_レの_レ禮_レ法
 を_レ守_レる_レ武家_レハ_レ武家_レの_レ禮_レ法_レあり_レ京都_レ將軍_レ義_レ滿_レの_レ時
 二_レ至_レる_レ武家_レの_レ禮_レ法_レ盛_レ々_レ備_レり_レる_レ外_レ地_レ下_レの_レ者_レこ

扇編編る小宮中は
坊の事よりありし
依り今世より海
人の若く物もゆ
さざりてありし
の故実より叶り

扇ハ身ノ真中ニ有
ルヤウニ持テ我身
ノヒズミヲ直スベ
キ為ノ定規ナリ又
君ノ仰ヲ忘レヌ為
ニ書キ付テ我美聞

スヘキ事ヲ書仕
スル度モアリシ也
笏トテ右ノ書付
ノ紙ノ押シヤウ公
家ニ習アリトフ江
家次第ト云書ニモ
見タリ

子也之退くものもある配膳ハイゼンハさしつて不苦也此を

ども世も今ハ法りゆくぬらふある世ハ随ツく

一扇は物を載て人ニをいしニナカハキ蜷川記ニ云扇は物を乗るはてを

上ハ時ツくすすハ表よりさへいけうあめを美人の方へあ

中ハ表裏表と走りいへるくハ麻の目の方を我持りて先を

美人へ系ハ也とあり裏表と定ハふられども表の方より

つる能也軍陣グンゼンの時ハ表ハ日輪ニチリンを書く扇ハ日輪を標

りていふ物をさす也

一扇をさやくはさすはさすハ公家よりハ禮儀をいして物知

さす時ハ左右のさすは笏をさすはさすのさす人中の返り

お持り禮儀をさすは也是禮之武家ハ笏持り扇を

笏の如くは持り禮儀をさすハ古の礼也年中諸大各ハ成

記ニ云扇をさすはさすハ不備は意儀あがハ近代ハ有

本れる事不及ハ非難ハさすハ代の也さすハ公家方ハ

ハ御對面の時ハさすハさすハ持り此系也武家方ハさすハ

限りハ前ハ持りさすハさすハ腰ハさすハさすハ自由コウケン緩

急タイの儀ハ此ハ然とハ前ハさすハさすハさすハさすハ

云々曾我物語卷ハ云扇はさすハさすハさすハさすハ

の十高取ハ入のさすハさすハさすハさすハさすハ

さすハさすハさすハさすハさすハさすハさすハ

あは書使あてか
日草ノケ茶ニ云先
人してきて付あ
りの中程へおし
すのこをきて眼
すべし

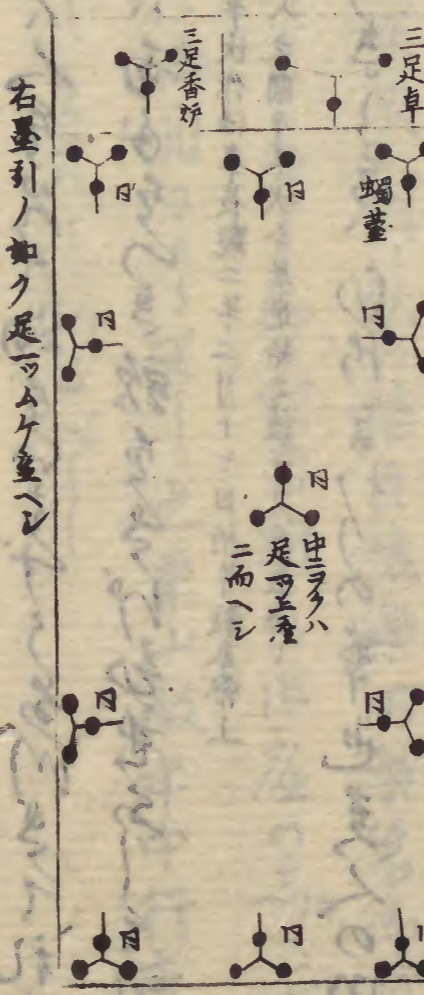
あは書使あてか
日草ノケ茶ニ云先
人してきて付あ
りの中程へおし
すのこをきて眼
すべし

一古ハ美人の傍若無人の儀ありて左のむぎを立右のひしを
あせしむるも也宗五一冊後書よ三人くお伴の事美人
のあせしむるむぎを左の方を立右のむぎを立右のむぎを
むぎを立右のむぎを立右のむぎを立右のむぎを立右のむぎを
人のあせしむるむぎを立右のむぎを立右のむぎを立右のむぎを
奈一圖書酌茶記等あり今世よりいへるむぎを立右のむぎを
むぎの極をかむる也古くいへるむぎを立右のむぎを立右のむぎを
一古ハ奥のむぎを立右のむぎを立右のむぎを立右のむぎを立右のむぎを

ゆき大的小的ありて時々も場而也さ遠く遠く時又八野山
あは書使あてか
日草ノケ茶ニ云先
人してきて付あ
りの中程へおし
すのこをきて眼
すべし

也人のむせむもあつらひをるもあつらひ通る村に下るも
 通る也せむる人のむせむせずしてせむるもあつらひを
 くりふ也奉公雙悟記に外旧記にきりきり昔古に礼
 あり今村にうりもあつらひに禮法あり
 一之是の節は只一人の方むも也此儀の外遠くも人
 もあつらひ左ふ馬を記えきりきり科簡に

床ノ上床ノ前ニ
 五クハ足下座
 一ハ向レハ足一
 人ノ方何ヲ坐
 ノ左右並クハ足
 一ハ座ノ中ハ向
 レハ客人ニ向
 下座ニヲクハ上
 座ハ足一ハ向
 ハ客人ニ向



右墨引ノ如ク是ヲムケテ坐ヘシ

右ハ座補ふもあつらひも馬也三足は香燭燭人ハ後一三足ハ
 並置あつらひ人のあつらひも馬也三足ハ香燭燭人ハ後一三足ハ

一庭上ノ礼又ハ庭ノ礼と云事旧記にあり是ハ客人を奉り
 庭中へ送り出さる也いふハ庭中へ送り出さる也いふハ
 人並に對面而の庭へ入る庭中へ送り出さる也いふハ
 也主人を縁をわたり庭中へ送り出さる也

一武家のお実な細川流と云儀依あり細川殿の私の家風
 あつらひ一系都將軍の殿中の故実と云遠く事及へ
 条々圖書に云ら方極より禁裏極御を上の目録ハ大高
 だん一扱もいふ管領の御母より方極より系ハ折枝大

小笠原ハ子馬ノ
 家室町將軍ノ御
 師範也云事ノ事
 ハ小笠原ヲ本ト
 ス座敷ノ進退酌
 ハイセシエ服贈
 礼ノ法式ハ彼家
 ノ私ノ家風也將
 軍ノ家法ヲ傳へ
 タルニハアラズ
 細川流ノ下ノ云
 事皆私ノ家風ナ

ルベレ公方ノ礼
法ニハアラス
ルベレ公方ノ礼
法ニハアラス

多だん一一枚まゝか又細川政より在止の自録同前彼

以一人の跡りぬ長ふ又三陽具只一人の跡りぬ中畧

細川及山崎一人一う持来い三ぬ長うりぬぬ古もた

一人は依作法を指南する者か我う身持を清くみ礼儀を

叩くすべし我う身不禮不義しぬ人乃指南ハ叶へ

は是伊勢を代へぬ法あり

一 賤き身とて貴人をおそれぬやまざる人を海つひ

あき人せとぬぬ者ありぬ非ありぬせぬれ義あぶぬ

ふま川け者て美人をばぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

也我怒得の爲よやまざる人ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

京都ニテハ口祝ト
江戶ニテノ手ノ
シノ事也

ハ公方の御威勢をおろす道理もある也能くもたす

一 ^{シカレ}おあぐ ^{カレ}彼も侍也我も侍あまは必すれまふす

一 今時美人ハ以月ニ能く時御も能く ^{カレ}と云方ノ一蛇を

まへに前ニ結ぶるの蛇を三ツ計並に前へ出村に結

ぶる乃一蛇を美人に結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

リ也古より ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

も也近代の凡俗也

再出 ^{カレ}

一 古京都將軍へ諸大名に家臣并猿樂田樂等御自見の

時ハ御對面而の庭まか ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

山及年中行事ハ次記録殿中ハ次記 ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

一 彼もあ ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

^{カレ}御子 ^{カレ}を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

^{カレ}が ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

り ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

あ ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

一 昔のれ ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

る也馬 ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

村 ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

ら ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

也 ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を ^{カレ}結ぶる ^{カレ}と云方ノ一蛇を

昔ノ御衣具ノ部ニ
見タリ

礼云云田樂務乐の者の者ある上申あはれ
る冊はるよりおもしろいあはれ左の冊はぬきき礼をす
事ありきをうらむ川内礼云云也但し其が実ありき
もの法はあらずおもしろい左の冊をぬきき
一鹿苑院義満將軍北御代小笠原兵庫助長秀今川左
京大夫氏頼伊勢武藏守滿忠
の礼法の書はあみ定しき書は當家手法集之儀一
統大双紙と号し世の人書くはあしき儀一統
と云書よき事あるなり此れを偽也右の氏頼滿忠

又憲忠
と云云 長秀一人の私の書はあしき書は後の人序文を作り
加へて之家のものを作りし儀一統と云名を付留
る也亦名當家手法集也此書は一統將軍の作を
承て書く物と云ふべきなりかの義満の冊定し礼
法の書は應仁の大札は紛失せる由道照墨多るなり
又南朝記傳と云書は義持將軍の北代應永二年小笠
原長秀今川範忠伊勢貞行の作を武家の礼式を
定とあり此れは今川伊勢の家傳ははしき事なり
小笠原の家傳は三人の名も時代も又お遠しきなり

禮節もさう也今の世は風格はぬりりてありたき改む
べきにあらずの礼の儀より改むべきは改む
也礼の是れをいふべし又書れり礼のみも限らず
今礼の是れをいふべし又書れり礼のみも限らず
一今世は江戸の諸君より多き多し小笠原信之助の
多し人は指南す也是れは小笠原右近を以て貞慶の家
は小池甚く忠貞成りたる者あり右近を以て傳授を以
て彼流儀を習ひ傳へて才子教養ありたる才子の中は
友之助は久也と云ふ者あり久也の才子は水嶋傳左衛門元
也といふ者あり後又下也といふ者あり比

学文シテ和漢ノ古
書ヲ見タル人ハ
其ヲ信用スル者
ナリ
水嶋傳左衛門
信之助スル人ハ
其ヲ信用スル者
ナリ

常憲院極の若君 徳松極御設置の御祝ありし小池
賢を堀田對馬守正英献上^{マサヒテ}也其時 傳授を對する
さうの水嶋を命じて御白髪を調へさせり献上せしむ
たり此事ありし世は名高し成りて才子もあはれ
しりし也水嶋は老小笠原家の也其時 傳授を對する
ありし出りし指南ありしを以て傳授して水嶋が才子
なり才子も世に思ひしを以て傳授し事ありし
て世は名高しなりし今も小笠原信之助の名高し者
たり一極ありし皆古実を以て失ひしもの多し其書
傳授ありしは才子の傳授しる事なりし腹

御親基日記寛正
六年八月十一日石
清水八幡宮放生會
上御習禮於所
有之

をくく笑ふ事も多し小笠原家もさうさ迷感
あはれ今世も新あり多きを諸大名あはれ水
嶋信を用ゐるのあり多き物なりとて人の物なり
をよす事也とありおしき事あはれやおれり極の
をよす人の為はあはれりしるも成る物なり云々
一あはれ水嶋の借書を所持するをある借る
かき書の末は奥書あり如左
右何れの書古事新事交合初學為門外綴之而
深令秘早後學可改予此者也穴賢
年号月日 水嶋下也 元成

右に如く見えたり古事新事交合とあるをゆかり
也かきしはかり事なりとて多きを知らざり
習禮ト云はる川け方お習ふ事也古今著聞集建長六年
橋南哀上

一習禮ト云はる川け方お習ふ事也古今著聞集建長六年
橋南哀上
云人ノ 卷之公事此部ニ云後多羽院のそく大内以幸
ありて白馬節會の習禮有るなりとて將軍御元服記
云御習禮以下每事撰政家二條殿被指南申カ

一故實といふ事言語之部ニ記ス
一天子の御出を行幸と云院の御出を御幸と云院トハ天子ノ
御居ナリ
行幸も以幸もすべしみゆきとて將軍御出を御成と
云御成と書くは室町殿の比りの事此種念御軍

の比ハ御行ト書多ク東鑑卷十一建久二年辛戌八月六日壬午御稜徒之後有

御行始之儀ヲニナリハシメ御行を以てありともむ也御行人二字テ

御ありき也ありきのきの字を畧してありとも也御

ノ字をおんとも云云加音のう川りふてありをあり

とも也以てありとも河川付不御成字を書多とも也

御行ト書事ハ也謙念年中行事ハ御行始ト書

リ謙念年中行事ハ室町殿時代ヲ書コト書多れとも御行ト書コトハ字を用多リ

一物の吟掃あつゆの事古事談徳大寺大饗宇治左府令

向給之時ニヨハウニシメリハ如法令食給コトハハル車畢之後別足之食シヒヤウ様見習

ハントテ人々シラガリヨリ群寄見ケレハ繼目ヨリハ上ヲスコシツケテ切タ

リケルヲカゞマリタル方ヲ一口令食給タリケリト見タリ

犬饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラル、
事ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人来リタマフ也其日鷹飼トモアマタ鷹
ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラスル由ヲス
ル也鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ服ノ
ト也極目トハ鳥ノ足ノ骨ノツガヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ肉
ヲ取レ付テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカゞマリタル方ト云ニル也

宇治左大臣殿乃雉の焼鳥此吟ひやうを名習いんと云

大勢の人々むかひあひあつれしめをさあり古代ハ禮式

故実を大事と云ふびり事を思ひやり考べし乞ハ公家

乃故実也武家ハ物物の食給あどの仕付方あるも衣の

類也

一拍手事ウツテヨ拍手ヲカレハデト云層セリ拍手ウツ神代ヨリ傳り日本上古の

雜記一

可也何リ口傳云腰卷はあ背中縫目ヨリ大躰一尺ホト同ヲ蓋内カトニの多付ハナリり此内付ハナリくは紙を
こきせ紙捲へ糸あつてこり付まて帯の間にあふたふ
をいふと云へ

一左右膝立居之事大和守積奥傳京極宮諸大夫 滋野井殿同説起居ノ時

右ノ膝ヨリ立ハ懐中ノ扇帖紙タウカミヲ不落タメ也左膝ヨ

リ突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ

膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行夏

ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内糸細記云次

向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云

凡拜時先突左膝是為令懐中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方欵

置鳥置鯉ノ事未ニ
アリ

祝儀之部

一祝^{イヒ}云ハ神ヲ祭^{マツル}ル事也元服婚禮^ハ外ノ祝^{イヒ}も亦
 公方極大名^ハ御成^ノの時^ニニ重折^ニ鯉^ニ並鳥^ニ籠^ニ子^ニあど
 祝^{イヒ}也^ニ並^ニく^ニ神^ニ之^ニも^ニあ^ニへ^ニも^ニ借^ク物^{モツ}也然^レも今^ハ只
 産^イ出^デの^ノか^ノど^ノり^ノ物^ノ乃^チく^ニあ^ニゆ^ルハ^ハあ^ニや^ニま^リ也元服御
 成^アあ^ニど^ノハ^ハ軍^ノ神^ヲを^マ祭^ルり^ニ婚^レれ^ルハ^ハ伊^イ特^ガ諾^ナ尊^ノ伊^イ特^ガ母^ノ尊^ヲ
 を^マ祭^ルり^ニと^ス也^ハ水^ノ神^ヲを^マ祭^ルり^ニ外^ニ常^ニは^ハ信^ト之^ノ神^ヲ
 子^ヲあ^ニあ^ニ氏^ノ神^ヲを^マ祭^ルり^ニ息^フ矣^ニ延^ビ余^ノ武^ノ運^ノ長^ノ久^ノ子^ヲ
 孫^ノ繁^ノ昌^ノ祈^ル事^ヲを^マ祭^ルり^ニ也^ハ神^ノ國^ノの^ノ風^ノ也^ニ
 一婚^ノ禮^ヲ乃^チ行^ハ列^ノの中^ニ惡^ク魔^ヲを^マ祭^ルり^ニ也^ハひ^トと^スま^ニけ^ニさ^ニり^ニお^ニま^ニる^ニ

雜記一

十九

嫁れの日めの餅
のひ孫氏物種あふ
ひ孫養子みうおよ
のちちるあひ
又三ツが二ツトアリ是
四杯ノシ、マヤ

居テ三ツが二ツト云也
古ヨリカハラケ四
杯ニモリタルナリ
三ツト一ツ合テ四ツ
也依テ三ツカト云
也

婿礼ノ時夫婦盃ト
リカハシ男ヨリ始
ル一ハ酒盃ノ部ニ
記ス

死者よいつておしりくさるるようきうて出申すのふ出敷の
指湯は湯あてくふ湯流るふあまこの也常のぬくうきう
海にゆきさるる也

一今世上は嫁れの日めの日ムコレウト餅を川くせよ
百八十七は九めいこいおむしあまうきうすといふ物を
作りてそをまよまよこい餅しりあてがの餅を入り使は持せやりて途中よ
う出あひまぐひは餅を交ふ後しり祝あひ當世に戸
あひるをやる也系於將軍時代のは実まはさうざうの
事ハあひしりめの日餅を川くせよいある事也餅
の敷定りてうきあひその餅をうけけ日杯まもりて

いふあまのいふいふあみおまうていへる也此二
神夫婦の道を始めあひしり神之日杯ガイと云ハ男の傳へ
まじり分二杯へ二杯也女の傳へまじり分二杯へ二杯
也合て四杯也此日餅を折り入りてあめ君の方より二杯
へまじりまじりまじり用害記はあまうり日杯まじり
て神へ傳へるのハ貞衡の口傳あり

一今時婚禮の應座トコサカキを名付て夫婦杯や入て盃を
取うり酒のむは法式ある極ま云然せども古ふあま
事あて當世のをやり事也神あまは打とけり夫婦酒
のむは法式ありぬあま酒あま春むしり

穢き者あざむ左楹の不行倭あまのをさるるよき人
あざむせぬ事也

一人の袷依の付人の氣ようゆる事をつさず氣ようゆる
物を食物とせず美る物を付るもの也婚れぬ猿
毛の馬よあざむす猿皮のう川が付へるすと旧記を
あざむるもさるるを思わぬ也うらあざむの鞆よあざむ
うらあざむあざむの産あざむとさるるを思わぬ也え服よき
りあの矢を物とせぬ男の袷切るとさるるを思也
小豆アヅキを用きと云もあ川きか糞カスの腹切ハラキの物をさる
いむ也とさるる赤き衣服はえ黄キ色キの字付

るを物をつむ事ハ火をおそく也家カ作サク材サイ木モク子シ檜ヒノの
木を用い食物をも火ヒきキ煮ニて袷アヅキあざむアヅキひの字付と
るを物をつむ事おろさるるの極あざむも古よりあざ
むらあざむの事をいむハ禮あり

一曰の膳テをよのぜんと云曰あめをばよあめといひさるる物
乃數をいふは甲カと云細をいむハ死シといふのをさるる
也也死と云細をいふは馬ウマを料理シウリを用い魚イシの死シ骸ガイ
多タ死シ骸ガイあざむ用ヨウさるるあざむもさるるを
用い袷アヅキと魚イシ鳥トリの死シ骸ガイを用いさるる曰の字を思はる
おろさるるあざむも古よりいふぬをいふさるる

木 佐々木京極 隔年七日ハ赤松十五日ハ山名出仕して

役を勤む也御祝儀ハ寢殿シノ也条々出仕ハ 兼する式

三献兼りてその御盃其日挽飯を献せしむ人

頂戴せしむ御盃頂戴の御礼として式の進物を献せ

らる式の進物と云ふ式の引 出物也を物々御祝儀御酌ハ殿上人勤む御手長テナカも兼り

役人裏打の垂垂ヒタヒレを勤む也御祝儀の御手長も兼り

掃ハ出りし補也應仁の大乱以後ハ挽飯の御祝儀

ゆへに祝式ハ初りし人少りと云々右東山殿年中行

事道照墨草年中恒例記年ハ諸大名ハ成記貞陸

自筆記宗五条ハ関書豊記抄等の趣を以て記

一 挽飯ワケの飯イの字ハ盤バンの字より挽飯ハ書ハ誤あるべし

昔より用ひ奉る事あれハ改々又挽飯ハ正月

のみに限る事ある今世ハ祠子料理をふる

まふと云事を古ハ挽飯を設モウケルむ也古書ニ挽飯ト書

也挽ノ字 古書ニ挽飯ト書タルアリ挽ハ

一 挽飯の事庭訓往來ニ外古書挽字を用タルハ誤也

挽ノ字ハ玉篇ニ鳥管切トアリ音ワシ也挽ノ字ハ玉篇

ニ後官切トアリ音クハン也挽ト挽同字ニアラス挽ハ挽

ト同用ノ字也古書ニ挽ヲ不用して挽を假り用ふる

時位高き家の子息ハ官位を継ぐる官位せぬ人ハ何
 九何若あど云おさふ名をやあつ何太師何次師あ
 どおとふの名を付也是れ或は何一名と云叔父後世
 いも高くとくす成る比より長しゆいのも何
 一かやめり帯のあ何一を用も也元服以前の童子は
 録ハ人物の部ニあす名念じ一い何一への元服の次牙太
 の極也今の世ゆくハ童子前髪を大子とけむるのみす
 みをぬくを常元服といひ前髪をおとす月代を
 ちりぬかえ服あど云す近代のあつり也古き
 一公家流の元服ハ髪を短くつめ染り

亦久四年百首元服
 神祇作樂伴々の歌
 かしゆ心のこを
 りのまをうくく
 衣のまをいさやう
 川まんこをぬく
 察をこくをぬく
 也又仲実親臣の歌
 かしゆ心のこを
 とゆひの歌はま
 どのまをぬく
 かしゆ
 かしゆのまをぬく
 しのまをぬく
 すあまのうけ
 ちよぬく
 元服ハ時時用
 也源義昌歌也
 上夫木抄一見タリ

緒やうかす髪をきり事元服の書はれ一髪今
 有来る眉毛を剃切りては眉毛よりも上の額内
 際ハ墨をぬく丸くあまに眉を付る是を高眉と云
 但此眉ハ十五六七歳の比あづきも也をきりあ
 やめりもすも成長よあどふ也何れも高眉ハ
 御免を蒙りてやめり也也眉をぬくは
 ちよぬくの眉毛をぬく也也此時ハ小袖の衣をぬく
 ちよぬくをぬくは衣をぬく也也又元服の
 日族齒をぬく歯をぬく際も也京都將軍家も御
 元服の法式公家の法を用ゆる高眉を作らる

懐胎産屋親式之
才曰あけらるるの
十時より十時三十分

あけは緑髪翠鬘ソコクハフスヘンありし作りも髪アヲヒカリの青光ありし
をあらむも烟也山橋ハ雪雲少もあられすめし物
也清めぬまきまきしる也こまうし物ありその上まを
を髪の色もあやうし為るも用也川中橋も水乃
流らうりあくもさ加髪の色もあもその祝ふ也
あはれもし物唱ナラさる髪も千尋センヒロやも百尋もあ
きりしつるもああり髪もどめあの子女の婦人物
の祀も祀えん令へ基盤の上は三ツのハ髪
のこまうし物あり
一ぬらうし云祝ふ小児ありの年をくまうしる髪
先をあらむし祝也髪もはむ役人ハ髪也の時

石をさく老若の
よ持せりてごん
の上ニあうとせん
うさうこのまき
こまうし物あり
のこまうし物あり
石を左若のあは
もこまうし物あり

鏡川新有門
敷九が殿中日
紀寛正六年十一
月十日ノ条ニ
君様一兩日中
有所後並市祝
也
右東山殿ノ所
也
髪置ノ一ヲ生
氏云東鑑ニ見
タリハセイハ
トヨム也

人をさく老若の
よ持せりてごん
の上ニあうとせん
うさうこのまき
こまうし物あり
のこまうし物あり
石を左若のあは
もこまうし物あり

一髪置は祝ふ若系カガありあはれ作りをうしるも
松山より花の作り枝をわの方紙本丸包ニシムを包み
打札ウチマ紙はひん具を入れ持せり小児を吉く向を
あはれをうしるもあはれ作りをうしるもあはれ
ひん具をうしるもあはれ作りをうしるもあはれ

ろわりの初あーま
帯の海の子の付
こる帯を祝言と
以て

もう海の子の時
一ハ元服の時
あり初め

貞元記、まゝあまの
百あま五の時
うぬさでまゝ
はうさぬは後
竹露能を付し
り又云家の紋を
付しあり

水左記保二年八
月十六日今日東宮
御着時三歳
玉葉歳久二年十
一月五日此日皇太子
御着時二歳

帯はまも也廣あつては小袖帯をきつて出でめさす也
帯ある式もあつて小児あつては祝也男女同

大草取打格書
帯の祝アリ

一もう海の子小児七の時也小きあふを廣あつては
まゝ持系一小児を吉方と向せしめしもう海汁
をきつめさす也はうぬ汁をきつては相さあま
あるか上をハ畧する也是をあまのまゝあつて大名
あまの子息まゝいふ人出留あまをぬきすも也
時も下をうり也まゝ男子汁也

一男子袴着の事三歳奉式也まゝ一は人のまゝ

も依て五歳七歳あまもまゝ

一女のもう海の子平人あつて大名あまのハ息女あ
あり紅のほうぬを始てめさす也紅の袴ハ紅乃長
袴也内裏上臈あまめす袴也地ハ精好あり是も
小児を吉方と向せしめさす也袴ハ廣あつて
まゝ出也是も小児七の時也
まゝ女子袴着ぬ

女のもう海の子
装束の部ハ
今も公家

一女ハ九の時一ありうぬを付る是も祝言あり
おとあま女房うぬあつて吉方と向せしめ
袂付すめさす也一男ハ元服以後うぬを付

也男まゝ祝ふあり一家々の佳例を祝ふものあり

男のうも付くもの
人物の部よりあり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

貞丈雜記卷之一 上

